

特殊肥料届出（生産・輸入）の手引き

令和5年4月
石川県農林水産部ブランド戦略課

目 次

1. 特殊肥料の生産または輸入業務を開始するには	3
2. 混合特殊肥料生産（輸入）の届出	4
2. 生産・輸入の開始届出後に必要な届出	5
3. 肥料の生産・輸入・販売にあたっての注意事項	7
4. 罰則	7
5. 肥料の品質表示	8
6. 分析成分について	15
7. 肥料の生産・販売量に関する帳簿の記載について	15
8. 凝集促進剤の使用について	18
各種届出様式（1～8）	19
問い合わせ先・届出窓口	26

1. 特殊肥料の生産または輸入事業を開始するには

1-1. 特殊肥料生産業者届出書

新たに特殊肥料の生産または輸入を行う場合は、県への届出が必要になります。

届出を行うには、業務を開始する1週間前までに、必要書類を県ブランド戦略課消費安全グループまで提出して下さい。なお、届出の有効期間はありませんので、内容は変更しない限り有効です。
(連絡先はP26を参照)

特殊肥料の生産事業を開始する場合に必要な書類

- ①特殊肥料生産業者届出書(様式1)
- ②法人にあっては登記簿謄本(写し可)
- ③生産を行う事業場の位置図
- ④当該肥料の生産工程フローチャートおよび年間生産計画
- ⑤当該肥料の分析成績書
- ⑥たい肥および動物の排せつ物を生産する場合は、品質表示例
(P8「肥料の品質表示について」参照)

特殊肥料の輸入事業を開始する場合に必要な書類

- ①特殊肥料輸入業者届出書(様式4)
 - ②法人にあっては登記簿謄本(写し可)
 - ③当該肥料の分析成績書
 - ④輸入計画の概要(輸入元、輸入量、時期、水揚げする港名等)
 - ⑤流通計画の概要(加工・販売場所、流通量等)
- ※④⑤については、特に様式はありません。

(注) 生産または輸入事業を開始する場合は、同時に販売業務の開始届出書を提出する必要があります。(P5「2. 生産・輸入の開始届出後に必要な届出」参照)

1-2. 混合特殊肥料生産（輸入）の届出

登録を受けた特殊肥料を原料として配合する特殊肥料（混合特殊肥料という）の生産または輸入を行うには、業務を開始する前に、県へ届出を行う必要があります。

届出を行うには、業務を開始する1週間前までに、必要書類を県ブランド戦略課消費安全グループまで提出して下さい。なお、届出の有効期間はありませんので、内容は変更しない限り有効です。

（連絡先はP26を参照）

混合特殊肥料の生産事業を開始する場合に必要な書類

- ①特殊肥料生産業者届出書（様式1）
- ②法人にあつては登記簿謄本（写し可）
- ③生産を行う事業場の位置図
- ④当該肥料の生産工程フローチャートおよび年間生産計画
（配合する原料の詳細と配合割合を必ず記載）
- ⑤当該肥料の分析成績書
- ⑥品質表示例
（P8「肥料の品質表示について」参照）

混合特殊肥料の輸入事業を開始する場合に必要な書類

- ①特殊肥料輸入業者届出書（様式4）
 - ②法人にあつては登記簿謄本（写し可）
 - ③当該肥料の分析成績書
 - ④輸入計画の概要（輸入元、輸入量、時期、水揚げする港名等）
 - ⑤流通計画の概要（加工・販売場所、流通量等）
- ※④⑤については、特に様式はありません。

（注）生産または輸入事業を開始する場合は、同時に販売業務の開始届出書を提出する必要があります。（P5「2. 生産・輸入の開始届出後に必要な届出」参照）

2. 生産・輸入の開始届出後に必要な届出

- 2-1. 肥料販売業務開始届（すでに届出を行っている場合を除く）
- 2-2. 届出事項に変更を生じた場合の届出

2-1. 肥料販売業務開始届

特殊肥料の生産業者は特殊肥料生産業者届出書（輸入業者にあつては輸入業者届出書）の提出の他、肥料販売業務開始の届出が必要です。届出は肥料の販売業務を開始してから2週間以内に行ってください。ただし、すでに販売業務の届出を行っている場合は、必要ありません。

また、販売業務の届出は、生産業者の届出と同時にすることもできます。

<届出書類およびその他必要な書類>

- ①肥料販売業務開始届（様式7）
- ②法人にあつては登記簿謄本（写し可）
- ③販売業を行う事業場の位置図

2-2. 届出事項に変更を生じた場合

特殊肥料の生産または輸入を始めた後、届出事項に変更が生じた場合や、生産を止めたときは、下記の表に従って、県へ届出を行ってください。

変更事項	届出書類等		その他の書類 (生産・輸入共通)	届出期限
	生産	輸入		
代表者の氏名または住所	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書（様式2）	特殊肥料輸入業者届出事項変更届出書（様式5）	登記簿謄本	変更があった日から2週間以内
保管する施設の住所	〃	〃	位置図	
肥料の名称	〃	〃	品質表示例	
生産する事業場の名称・住所(生産のみ)	〃	/	事業場の位置図	
品質表示（原料・成分含有率など）	〃	/	品質表示例 分析成績書	
生産工程	〃	/	生産工程フロー チャート 分析成績書	
事業の廃止	特殊肥料生産業者廃止届出書（様式3）	特殊肥料輸入業者廃止届出書（様式6）	/	事業を廃止してから2週間以内

※次の場合は、変更ではなく、新規の取扱いになりますので、廃止届と開始届の両方を出してください。

- ・個人から法人へ変更するとき
- ・法人の合併が行われたとき
- ・有限会社から株式会社へ変更するとき

いずれの場合も、変更前の届出者が廃止届を提出し、変更後の代表者が開始届を提出して下さい。
(開始届には、「1. 特殊肥料の生産または輸入事業を開始するには」であげた必要書類を用意してください。)

3. 肥料の生産・輸入・販売にあたっての注意事項

特殊肥料の生産・輸入・販売にあたっては次のことに注意してください。

①届出の義務

開始、変更、廃止の各種届出を怠ったり、虚偽の届出をしてはいけません。

②異物混入の禁止

肥料の品質が低下するような異物を混入してはいけません。

③虚偽の宣伝の禁止

主成分の含有量や肥料の効果に関して虚偽の宣伝をしてはいけません。

また、肥料の名称については、主成分や、肥料の効果に関して誤解を与えるような名称を用いてはいけません。

④帳簿の備え付け

肥料を生産する場合には、生産する事業場ごとに帳簿を用意し、毎日、生産した肥料の名称とその数量を記載して下さい。

肥料の生産・輸入・販売を行う場合には、業務を行う事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入・輸入したり、生産業者・販売業者または輸入業者に販売したときは、そのつど肥料の名称、数量、年月日、相手方の氏名または名称を記載して下さい。

また、帳簿は2年間保存して下さい。

⑤報告の徴収

知事は、肥料の品質を保全し、公正な取引を確保するために必要がある認めたときは、生産業者、輸入業者または販売業者に対し、その業務に関して報告を徴収することができます。

このとき、報告を怠ったり、虚偽の報告をしてはいけません。

⑥立ち入り検査

知事が、肥料の取締上必要があると認めたときは、県の職員は、肥料の生産・輸入・販売に関係する場所に立ち入り、肥料、原料または帳簿書類を検査したり、関係者に質問することができます。また、職員は肥料またはその原料を検査のために必要な最小量に限り収去することができます。このとき、検査、収去または質問に対する答弁を拒んだり、虚偽の答弁をしてはいけません。

4. 罰則

3の①～⑥について違反した場合は、それぞれ罰則規定が定められており、最高で3年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられることもあります。

5. 肥料の品質表示について

特殊肥料を生産、輸入又は販売する際に、包装の外部等に品質表示を必ず行う必要があるものは以下のとおりです。

①特殊肥料のうち「堆肥」及び「動物の排せつ物」（表示例①を参照）

②混合特殊肥料

（混合特殊肥料のうち、原料に「堆肥」及び「動物の排せつ物」を含む場合は表示例②を、含まない場合は表示例③を参照）

その他の特殊肥料については表示例④（P13参照）の様式で表示をして下さい。

<表示が必要な場合>

- ・容器（包装）に入っていない肥料を容器（包装）に入れたとき。
- ・容器（包装）を開けて肥料を別の容器（包装）に移したとき。

※バラ売りする場合は、表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手方に渡してください。

<表示例①>

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	石川の恵み1号
肥料の種類	堆肥
届出を受理した都道府県	石川県
表示者の氏名または名称及び住所	株式会社〇〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
正味重量	20キログラム (20リットル)
生産(輸入)した年月	令和元年5月
原料	牛ふん、鶏ふん、わら類、木質系残さ
	備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主要な成分の含有量等	
窒素全量 (%)	
りん酸全量 (%)	
加里全量 (%)	
炭素窒素比 (C/N比)	
銅全量 (豚ふんを使用し、現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に記載)	
(1キログラム当たりミリグラム)	
亜鉛全量 (豚ふんまたは鶏ふんを使用し、現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に記載)	
(1キログラム当たりミリグラム)	
石灰全量 (石灰を使用し、現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に記載) (%)	
水分含有量 (上記成分の含有量を乾物当たりで表示する場合に記載) (%)	

<表示例②>

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	石川の恵み2号
肥料の種類	混合特殊肥料
届出を受理した都道府県	石川県
表示者の氏名または名称及び住所	株式会社〇〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
正味重量	20キログラム (20リットル)
生産(輸入)した年月	令和元年5月
原料	堆肥〔牛ふん、鶏ふん、わら類、木質系残さ〕、貝殻肥料 備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2 〔 〕内は堆肥の原料である。
主要な成分の含有量等	
窒素全量 (%)	
りん酸全量 (%)	
加里全量 (%)	
炭素窒素比 (C/N比)	
銅全量 (豚ふんを使用し、現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に記載) (1キログラム当たりミリグラム)	
亜鉛全量 (豚ふんまたは鶏ふんを使用し、現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に記載) (1キログラム当たりミリグラム)	
石灰全量 (石灰を使用し、現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に記載) (%)	
水分含有量 (上記成分の含有量を乾物当たりで表示する場合に記載) (%)	

<表示例③>

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	石川の恵み3号
肥料の種類	混合特殊肥料
届出を受理した都道府県	石川県 第〇〇〇号 (受理番号)
原料	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇
正味重量	20キログラム (20リットル)
生産(輸入)した年月	令和元年5月
生産業者(輸入業者)の氏名または名称及び住所	株式会社〇〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
*販売業者の氏名または名称及び住所 (販売業者が表示する場合のみ記載する)	

<表示上の注意事項(表示例①、②、③共通)>

- ① フォントサイズは8.0以上として下さい。
- ② 表示の枠内には、上記に示した表示事項以外記載しないで下さい。(欄外であれば、表示事項以外の成分の表示も可能)
- ③ 表示事項(肥料の種類・名称、代表者氏名、住所等)は、知事へ届け出たものと同一とします。
- ④ 正味重量は、キログラム表示を必ず行って下さい。リットルはキログラムと併記してもかまいません。また、リットルのみの表示はできません。
- ⑤ 生産(輸入)した年月は、次のいずれかの例により記載して下さい。
ア：令和元年5月
イ：1.5
ウ：2019.5
※販売業者が表示をする場合に、生産(輸入)した年月がわからないときは、「生産(輸入)した年月」を「表示を付した年月」として表示を付した年月を記載して下さい。
- ⑥ 成分の含有量は、炭素窒素比、銅全量、亜鉛全量については整数表示、その他の成分については、小数点第1位表示とします。また、窒素全量、りん酸全量、加里全量については現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合は、「0.5%未満」と表示することもできます。
- ⑦ 成分含有量の誤差の許容範囲について(下記の表を参照)
窒素全量、りん酸全量、加里全量：
表示値が1.5%未満の場合・・・絶対値で±0.3%
表示値が1.5%以上、5%未満の場合・・・表示値の±20%
表示値が5%以上、10%未満の場合・・・絶対値で±1%
表示値が10%以上の場合・・・表示値の±10%

銅全量、亜鉛全量、炭素窒素比 : 表示値の±30%
 石灰全量、水分含有量 : 表示値の±80%

<誤差の許容範囲について>

表示値	窒素、りん酸、加里	石灰、水分
	誤差の範囲	誤差の範囲
1 (%)	0.7～1.3%	0.8～1.2%
2	1.6～2.4%	1.6～2.4%
3	2.4～3.6%	2.4～3.6%
5	4.0～6.0%	4.0～6.0%
10	9～11%	8～12%

表示値	銅	亜鉛
	誤差の範囲	誤差の範囲
300mg/kg	210～390mg	—
500	350～650mg	—
900	630～1170mg	630～1170mg
1200	700～1300mg	700～1300mg

- ⑧現物あたりの数値で記載することが困難な場合には、「主要な成分の含有量」を「主要な成分の含有量（乾物あたり）」として、乾物あたりの数値及び水分含有量を記載して下さい。
- ⑨原料は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称を記載して下さい。
 また、生産にあたって使用された重量の大きい順にその旨を明記して記載して下さい。
- ⑩肥料の正味重量が6kg未満の場合には、フォントサイズは適宜とします。
- ⑪時期的な変動が大きい場合は、それぞれの内容に合わせた表示を行って下さい。

<表示例④>

特 殊 肥 料	
指定名	肉かす
肥料の名称	石川の恵み4号
届出を受理した都道府県	石川県 第〇〇〇号 (受理番号)
原料	〇〇〇〇〇〇
正味重量	20キログラム (20リットル)
生産(輸入)した年月	令和元年5月
生産業者(輸入業者)の氏名または名称及び住所	株式会社〇〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
*販売業者の氏名または名称及び住所 (販売業者が表示する場合のみ記載する)	

<表示上の注意事項(表示例④)>

- ① 表示事項(肥料の名称、代表者氏名、住所等)は、知事へ届け出たものと同一とします。
- ② 生産(輸入)した年月について、販売業者が表示をする場合にその年月がわからないときは、「添付した年月」として添付した年月を記載して下さい。
- ③ 輸入した肥料の場合は、表示の下部等に原産国を表示して下さい。なお、国名よりも地名のほうが一般的に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。表示方法は次のとおりです。
 - ア. 〇〇国製
 - イ. MADE IN 〇〇
 - ウ. 原産国(原産地) : 〇〇

④ 指定名は以下の名称のいずれかを記載して下さい。

魚かす	干魚肥料	干蚕蛹	甲殻類質肥料	蒸製骨	蒸製てい角
肉かす	羊毛くず	牛毛くず	粗砕石灰石	米ぬか	発酵米ぬか
発酵かす	アミノ酸かす	くず植物油かす	草本性植物種子皮殻油かす	木の実油かす	コーヒーかす
くず大豆	たばこくず肥料	乾燥藻	落棉分離かす肥料	よもぎかす	草木灰
くん炭肥料	骨炭粉末	骨灰	セラックかす	にかわかす	魚鱗
家きん加工くず肥料	発酵乾ふん肥料	人ふん尿	動物の排せつ物の燃焼灰	グアノ	発泡消火剤製造かす
貝殻肥料	貝化石粉末	製糖副産石灰	石灰処理肥料	含鉄物	微粉炭燃焼灰
カルシウム肥料	石こう				

<その他の表示事項（表示例①・②・③・④共通）>

たい肥の原料など、対象となる原料（2. を参照）が使用されたものについては、品質表示の原料欄にその旨を明記し、以下に掲げる例による記載が必要です。

1. 表示事項

(原料)

牛ふん、鶏ふん、骨粉質類、わら類、樹皮

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 (牛由来の原料を含まない場合)

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

(牛由来の原料を含む場合)

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

3 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

4 腐熟を促進するため〇〇（例：尿素）を使用したものである。

2. 対象となる原料

ほ乳動物由来たん白質 <ただし、以下にあげるものを除く>

○乳

○乳製品

○ゼラチンおよびコラーゲンのうち、皮に由来するものであって皮以外に由来するたん白質の製造行程と完全に分離された工程において製造されたものであることを農林水産大臣の確認を受けたもの

○ゼラチンおよびコラーゲンのうち、骨（頭骸骨及び椎骨を除く）に由来するものであって、次のa～eに掲げる全ての行程を経て処理されたものであることを農林水産大臣の確認を受けたもの（a. 加圧下での洗浄 b. 酸による脱灰 c. 長期のアルカリ処理 d. ろ過 e. 138℃で4秒間の殺菌処理）

○食用に供された後に、又は食用に供されずに、豚又は家きんの飼料として使用される食品に含まれるもの。

家きん由来たん白質 <ただし、以下にあげるものを除く>

○卵

○卵製品

○食用に供された後に、又は食用に供されずに、豚又は家きんの飼料として使用される食品に含まれるもの。

魚介類由来たん白質 <ただし、以下にあげるものを除く>

○ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造行程と完全に分離された工程において製造されたもの

- 食用に供された後に、又は食用に供されずに、豚又は家きんの飼料として使用される食品に含まれるもの。

6. 分析成分について

特殊肥料の届出の際に、添付資料として、成分の分析成績書が必要となりますが、どの成分を分析するかは、届出する肥料の種類によって異なります。以下の区分に従い、当てはまる成分に関して分析を行って下さい。

1. 「たい肥及び動物の排せつ物」の届出をする場合
(上記を原料に含む混合特殊肥料も同様)

- ①たい肥及び動物の排せつ物のうち、豚ふんを原料とする物
窒素、リン酸、加里、炭素（炭素窒素比）、銅、亜鉛、水分、※石灰
- ②たい肥及び動物排せつ物のうち、鶏ふんを原料とする物
窒素、リン酸、加里、炭素（炭素窒素比）、亜鉛、水分、※石灰
- ③たい肥及び動物の排せつ物のうち、①及び②以外の物
窒素、リン酸、加里、炭素（炭素窒素比）、水分、※石灰

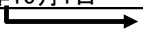
※は、石灰を原料として使用している場合にのみ、分析を行って下さい。

2. 「たい肥及び動物の排せつ物」以外の特殊肥料の届出をする場合
窒素、リン酸、加里、およびその他の成分で製品に表示しようとする成分または特徴的な成分
3. 食品廃棄物並びに街路樹や雑草地の草木を原料とする特殊肥料の届出をする場合
(上記を原料に含む混合特殊肥料も同様)
- 1、2で示した成分に加えて、ひ素、カドミウム、水銀について分析を行って下さい。

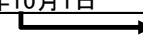
7. 肥料の生産・販売量に関する帳簿の記載について

- 肥料を生産・販売するときは、取扱量に関する帳簿を必ず備え付け、最低2年間は保存しなければなりません。
下記の帳簿例を参考に、次の事項を記載してください。
- ①肥料の種類ごとの生産数量
②肥料の種類ごとの譲渡数量（販売数量）

肥料名 ○○堆肥		規格 kg		
年月日	摘要	生産量	譲渡量	残量
令和2年1月1日	前ページより繰り越し			100
令和2年1月6日	生産	5000		5100
令和2年1月25日	販売(石川太郎)		200	4900
令和2年2月2日	自家消費		500	4400

令和2年10月1日	販売(加賀商事)		300	1200
	 帳簿2年保管 : 令和4年10月1日まで			

肥料名 ●●鶏糞		規格 20kg袋		
年月日	摘要	生産量	譲渡量	残量
令和2年1月1日	前ページより繰り越し			8
令和2年1月6日	生産・袋詰め	50		58
令和2年1月25日	販売(石川太郎ホームセンター○○)		10	48
令和2年2月2日	譲渡(◇◇支店)		20	28

令和2年10月1日	販売(加賀商事)	40		63
	 帳簿2年保管 : 令和4年10月1日まで			

8. 凝集促進剤の使用について

公定規格の改正により、特殊肥料の「堆肥」・「動物の排せつ物」・「動物の排せつ物の燃焼灰」について、特定の凝集促進剤(※1)が使用された原料を用いて、生産することが可能となりました（平成29年11月15日施行）。

特定の凝集促進剤(※1)が使用された原料を用いる場合には、下記の事項を順守してください。

※1 特殊肥料として扱われる肥料に使用できる、特定の凝集促進剤は、以下のとおりです。以下に該当しない凝集促進剤を使用した肥料は「普通肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要になります。

- (1) ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- (2) ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- (3) ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- (4) ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- (5) ポリアミジン系高分子凝集促進材
- (6) アルミニウム系無機凝集促進材
- (7) 鉄系無機凝集促進材

※2 凝集促進剤が使用された動物の排せつ物を、原料として生産できる特殊肥料は、「堆肥」・「動物の排せつ物」・「動物の排せつ物の燃焼灰」に限ります。

※3 凝集促進剤を使用する、又は凝集促進剤を使用した原料を用いて肥料を生産する場合には、生産開始前に石川県ブランド戦略課消費安全グループ（P26）まで必ずご連絡ください。

様式 1

特殊肥料生産業者届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第2条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名および住所
(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- 2 肥料の種類〔混合特殊肥料、堆肥、動物の排せつ物、指定名 (P 1 3 参照)のうち、当てはまるもの〕
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称および所在地
- 5 保管する施設の所在地

様式2

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

様式 3

特殊肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を、下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた特殊肥料の名称

様式 4

特殊肥料輸入業者届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

下記により特殊肥料を輸入したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

2. 肥料の名称

3. 保管する施設の所在地

様式 5

特殊肥料輸入業者届出事項変更届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

様式 6

特殊肥料輸入事業廃止届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の輸入事業を、下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 輸入していた特殊肥料の名称

様式 7

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 本県内にある保管する施設の所在地

特殊肥料の届出に関する問い合わせ、書類の提出先
石川県農林水産部
ブランド戦略課消費安全グループ
住所：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL (076) 225-1663
FAX (076) 225-1624